

石川年足と山田寺

堀池春峰

一

奈良県桜井市山田に存在する山田寺（浄土寺）が近代になって脚光を浴びたのは、なんといっても昭和十二年十月に興福寺東金堂の解体修理に当って、本尊薬師如来坐像須弥壇下より、巨大な銅造仏頭と銀製の肘や『日本靈異記』の古写本が発見された時であった。

山田寺が蘇我倉山田石川麻呂の創建に端を発し、四十五年を経た天武十三年（六八五）三月に丈六銅造の仏像が開眼供養が行われたこの丈六仏像こそ、文治三年（一一八七）に興福寺衆徒等により強奪され、前年に再建された東金堂本尊に移安された薬師三尊のうちの本仏であったことが、『上宮聖徳法王帝説』の裏書と九条兼実の日記『玉葉』の対比によって判明した。大正十年寺地は史蹟指定をみたの

であったが、その発掘調査は昭和五十一年に奈良国立文化財研究所（飛鳥藤原宮跡発掘調査部）により、以後数次に亘って行われ、その都度画期的な成果をあげたことは記憶に新しいところである。

ところで舒明天皇十三年（六四一）三月に山田の居処に寺地を開き、皇極二年（六四三）に金堂を創建し、大化四年（六四八）に僧が止住するになった当寺は、翌五年三月、異母弟の蘇我日向の讒言にあつて、長子興志・法師（失名）・赤猪の三男と女一人と共に自経してはて、妻や隨身者などは殆ど自害もしくは絞首刑とか配流の刑に処せられ、その財産は没収されたことが『書紀』にみえる。ただ石川麻呂の女乳媛（孝徳天皇妃）・遠智媛（天智妃、持統・太田皇女ノ母）・姪媛（天智妃・元明ノ母）は、すでに入内していたからであろうか、累は及ばずに終ったが、石川麻呂の直

系男子はここで断絶してしまった。⁽¹⁾

『法王帝説』の裏書にみえる建立次第によると、石川麻呂自書後十五年を経た天智天皇二年（六六三）に至って造塔の工が開始され、さらに天武元年（六七三）十二月に塔の心柱が、金銀壺・青玉瓶に仏舍利八粒を納めるなどした舍利容器を安置納入した心礎の上に建てられ、⁽²⁾工事はやがて三年後に完成し、丈六仏も前記の通り天武十三年に開眼供養を迎えたのである。山田寺のかかる工事の進展は、誰が推進者であったのか、無実の罪で自害した石川麻呂一族の菩提を祈って、山田寺建立を再開したのか、史上明記するものがない。ただ山田寺が石川麻呂発願で、蘇我氏の支流としての氏寺であったから、石川麻呂の無罪か判明してから大宰帥として中央よりのぞかれた弟の蘇我臣日向（身刺・武蔵）はさておき、弟の連子・赤兄や、前述の遠智媛・姪媛、あるいは赤兄の女で天智天皇の妃であった常陸媛などの協力によって、塔の創建が天智天皇二年から開始されたのであろう。天智天皇三年五月に死去した蘇我臣連子⁽³⁾は時に大臣の要職にあり、石川麻呂の弟でもあったから、石川麻呂の流れを継ぐのに尤も近い位置にあった。天智二年の山田寺の塔の建立発願は、この連子によって軌道に

のつたとみてよいと思う。しかし同年八月には百濟を援助した日本軍は白村江で大敗し、新羅・唐軍の侵略を危懼して、近江遷都や崇福寺の創建、さらに壬申の乱が勃発して、塔の創建は漸く天武天皇元年（書紀天武紀二）になり軌道にのつたらしい。連子のあとは大海人皇子（天武天皇）が吉野隱遁の前に、近江朝側に隱謀あることを警告し、天武天皇即位後に小納言に登庸された安麻呂が造塔と丈六仏の鑄造に深く関与していた可能性が強い。壬申の乱に当っては蘇我氏の本宗家である蝦夷・入鹿はすでに滅んでなく、石川麻呂の弟の連子の子安麻呂系と、赤兄・果安など建在していた。連子の子安麻呂は大海人皇子に好意をよせていたの⁽³⁾に対して、赤兄などは天智天皇の重臣として右大臣中臣連金らと共に、大友皇子にくみし、瀬田の戦いに破れて捕虜となり、配流されたことは周知のところである。赤兄が死罪をまぬかれたのは、その娘大蕤^{おおぬ}がすでに大海人皇子の許にあつたし、石川麻呂の娘遠智媛のうんだ鷗野讚良・太田皇女ともに皇子に嫁していたというミウチの関係が配慮され死罪をまぬがれたといえる。連子の子息安麻呂が大津朝廷方の動向を大海人皇子に告知したことは已にのべたが、さりとて壬申の乱に当って安麻呂が積極的に天武方

に加勢をした史実は見当らない。安麻呂の没年やくわしい官歴など明かでないが、天平元年(七二九)八月に没した左大弁石川朝臣石足は、「淡海朝大臣大紫連子之孫、少納言小花下安麻呂之子」と明記し、またそれよりさき和銅六年(七一三)十二月に死亡した右大弁石川朝臣官麻呂は「近江朝大臣大紫連子之第五男」とする。蘇我連子家の流は安麻呂・石足・年足・名足と引継がれ、年足の弟には豊成と人成とが輩出したが、石足以降は石川朝臣姓を称している。

蘇我氏が石川朝臣姓に改称された初見は、天武紀十三年(六八四)十一月の天武八姓の制定が最初で、翌年九月に六道巡察使が任命された中に東山道使になった石川朝臣虫名が初見で、持統天皇五年(六九一)八月には十八氏に詔して「祖等纂記」即ち、本系帳の上申を命ぜられた中に、大三輪・石上・藤原・巨勢氏などと共に石川氏の名がみえる。蘇我氏が何時頃より石川氏と改称するに至ったのかは詳かでないが、天武八姓以前に溯及することは疑うことは出来ない。改称の理由については、憶測の範圍を出ないが、本宗家の蝦夷・人鹿家の滅亡後、それに替ったと思われた倉山田石川麻呂の家系も絶え、蘇我氏の嫡流として残ったのは連子の家系を中心とする一族であった。石川氏を称した

のは、石川は即ち河内国石川の地は、もと蘇我氏の産土の地であり、「因地称氏」という慣例に相応しいし、近くは倉山田石川麻呂の忠誠をも顕彰し、本宗家蘇我氏への暗いイメージを払拭することが出来ると思われたからであろう。石川麻呂の孫に当る鷗野讚良皇后をはじめ、草壁皇子の室阿閉皇女(元明天皇)らの希望も強く作用したものとみてよい。

壬申の乱が終結して、山田寺の工事は久方振りに再開され、塔心礎に鎮壇の仏舍利を納めた有蓋の大甍を納め、天武天皇四年(六七六)四月八日の仏生会に塔の露盤を上げ落成を行い、つづいて同十三年(六八五)三月二十五日、六年四カ月をようして丈六銅像が鑄造され、開眼供養が行われた。この三月二十五日はまさに石川麻呂の自尽した日に当る。この丈六仏像こそ、文治三年三月に興福寺金堂衆により、日光・月光の脇侍像とともに強奪され、応永十八年(一四一一)閏八月十五日に東金堂と共に罹災し、今日興福寺に伝わる白鳳の傑作と評せられる巨大な仏頭である。建保四年(一一二六)に僧円定撰にかかると「諸寺建立次第」や、康永四年頃の撰述である護国寺本『諸寺縁起集』には山田寺に触れ、講堂に丈六十一面觀音像の外に「葦師丈六鑄仏、

日光・月光鑄仏也、今興福寺東金堂」などと記録している。
『法王帝説』裏書の記載には講堂創建については一言も触れられていないが、銅造丈六仏は菓師丈六仏像で、両脇侍像も鑄造され、講堂もこの天武天皇十三年三月に創建され供養されたものとみるべきであろう。

天武朝は壬申の乱という戦火を交えて政権を把握したのち、国家統一の理想をかかげ、律令国家建設にむかって躍進した時代であった。元興寺は元來蘇我氏の氏寺ではあったが、官治の例に入るに相応しい大寺として官寺のあつたかいをうけ、護国三部経の一つである『金光明経』が広く流布され、国の大寺として大官大寺や、皇后のために菓師寺の造営を発願し、諸国の国衙に仏殿を造り、仏像・聖経を安置せしめ、寺封を三十年に限定するなど、国家仏教への萌芽が顕著に観取される。山田寺の造営はかかる気運の浪ののって続行されたのであろうが、さしたる顕官も輩出しなかつた石川朝臣氏においては、一族の協力にまつところが多かつた事は推測されるが、殊に皇后鸕野讃良の援助によるところが多かつたのではなからうか。氏寺という制約もあつて正史に納めた山田寺の記載は希少である。天武天皇十四年八月に「天皇幸于浄土寺」とみえるのが初見

である。当寺が創建当時いかなる寺号を称していたのか明かでない。石川麻呂の宅地山田に創建されたので山田寺と称せられていたとも考えられる。『法王帝説』の裏書にも浄土寺と称している。鎌倉時代の学僧凝然はその著『律宗瓊鑑章』で山田寺の法名を浄土寺と注記している。飛鳥・白鳳時代の氏寺などには殊に地名によつたと解されるものが多い。氏名と地名は密接な関係があつたから当然であるが、造寺が盛行すると同一寺名も頻出することも当然ありうる。天武天皇七年四月に寺封の加除について記したのち「是日定寺名」と寺の称号を定めた簡単な記載がみられる。当時漸く群立していた寺々の寺号を定めたのである。山田寺も蓋しこの頃に浄土寺と寺号を称したのであろう。石川麻呂をはじめ一族自尽の往生浄土を願つての寺号と考えられる。文武天皇三年(六九九)六月に山田寺に寺封三百戸が三十年を限つて施入された。文武天皇の母はのちの元明天皇であり、持統上皇も健在であつたから、当寺の維持経営を配慮して施入されたものであろう。封戸三百戸は法隆寺に準じ、巨勢寺の二百戸、檢隈・輕・大窪寺の百戸よりも多いことに注意したい。さらに大宝三年(七〇三)二月の持統天皇の四十九日の忌日にあつて、四大寺(元興・

川原・大官・薬師寺)・四天王寺など三十三カ寺で仏事が営まれた中に、四天王寺に次いで山田寺の寺名が記されている。これ等三十三カ寺は生前に何等かの関係のあった由緒寺院であったと推定される。

二

和銅三年(七二〇)三月の平城遷都に伴い、阿倍・山田道にあった山田寺は元興寺(飛鳥)・弘福寺(川原)などと共に現地にのこり、薬師・大官大寺なども移建され、民衆なども平城京やその周辺に移住した。石川朝臣を名乗る蘇我連子の宗家一族もそれぞれ居を平城に移したと認められる。安麻呂の弟で連子の五男官麻呂は、慶雲二年(七〇五)十一月に従四位下石川朝臣官麻呂と称して大宰大貳となり、以後右大弁従三位で和銅六年(七一三)十二月に没した。⁽¹⁶⁾安麻呂の長子石川朝臣石足は正五位下で和銅元年三月に河内守になり、養老四年(七二〇)十月には左大弁に補任、翌五年六月に大宰大貳、長屋王の変後権参議となり、天平元年(七二九)八月に左大弁従三位で死去した。⁽¹⁷⁾この頃その系譜を詳かにしないが、和銅四年四月に文武百寮成選者に選ばれた石川朝臣難波麻呂は、同七年十月に従四位下

で常陸守に任官し、養老三年正月に大伴旅人・藤原武智麻呂などと共に正四位下に昇叙されたが、以後の消息は詳かでない。この子に石川豊人、豊人の子息継人が出た。その他石川朝臣足人や同君子などが輩出している。足人には『万葉集』(六五五号)に大宰帥大伴旅人との贈答歌があり、神亀元年頃大宰少貳として西下し、君子は和銅八年五月従五位下で播磨守、養老四年(七二〇)十月に兵部大輔、翌年六月従五位上で侍従となり、風流侍従の一人として藤原武智麻呂とも交遊したことが『家伝』下で窺える。

総体的に云って石川朝臣氏は官僚貴族として外任の多いことが特色で、議政官となった人物は希少であったといえる。この中であって曾ての蘇我氏の系譜を伝える石川朝臣の宗家と考えられる安麻呂の直系の一族には、石足・年足、年足の弟豊成・人成などが輩出し、石川氏の家名を高揚したことが注目される。すでに述べた如く、安麻呂と官麻呂兄弟には娼子という姉妹に当る女性があり、早く藤原不比等の室となり、武智麻呂・麻呂・房前・宇合の四子を生んだ。娼子を介して両氏は深い関係をもつことになり、天平九年の四月から八月にかけ、これ等藤原四卿は赤斑瘡によって急死するが、その関係は武智麻呂の長子仲麻呂に引継

がれて行った。年足は官僚貴族の特典ともいうべき蔭位制により、武智麻呂・房前・宇合などに比べて遙かに遅く、五位に昇叙されたのは天平七年四月の四十八歳の時であった。⁽¹³⁾天平勝宝元年(七四九)八月、光明皇后官職を改めて紫微中台が構成され、紫微令(長官)として甥の藤原仲麻呂、次官の大廻に参議大伴兄麻呂とともに式部卿従四位上の石川年足が任命され、⁽¹⁴⁾同五年には従三位となり、大宰帥に任官、宝字元年(七五七)八月には中納言で兵部卿・神祇伯を兼ね、宝字四年正月には御史大夫(大納言)に昇進、⁽¹⁵⁾同六年九月に七十五歳で没した。現在国宝指定の「石川年足墓誌」一枚は文久三年(一一二〇)正月に撰津国嶋上郡真上光徳寺村(高槻市真上)の荒神山より出土した鑄銅製のやや巾のある短冊形の墓誌板で、九月に京宅即ち平城京内の邸宅で薨じ、十二月に嶋上郡白髪郷酒垂山に埋葬したことが刻されている。年足は「枢機之政、独出掌握」と光明皇太后を背景に、専政を行った仲麻呂の同袖として批判されねばならないが、石川朝臣氏としては、まれにみる律令的な官僚貴族であった。

以上は年足の経歴の概要であるが、飛鳥古京にのこされた山田寺と年足の関係をのべてみよう。年足の仏教信仰に

ついては、⁽¹⁶⁾幸にも数巻の古写経が伝存している。すでに著名な天平二年八月七日の跋文をのこす『弥勒成仏経』一巻で、従三位左大弁石川石足の一周年のためにその菩提を祈り書写されたものである。本経の発願者は明白に願文にも記載がないために、年足か或いはミウチの關係にあった藤原武智麻呂の発願にかかるものでないかの二説がある。武智麻呂とすれば舅石川石足の周忌の仏事に書写発願した経として希有のものといえるが、さしたる決め手がない。後述の天平九年の『随願往生経』や同十年の『弥勒上生経』の願文の書出しが、共に「維天平九年歲次丁丑十二月云々」とか「維天平十年歲次戊寅六月云々」に始まる願文構成と類似し、旧説の如く石川年足の願経とみなすべきと思う。願文には、

当願必得_レ往_レ生觀史多天、奉_レ事慈氏、聽_レ聞正法、登_レ臨_レ覺路、遂契_レ菩提。

とあり、弥勒菩薩の兜率天に往生することを願って書写したものである。年足は時に四十三歳であった。

次に年足発願の天平九年十二月八日の『随願往生経』一巻がある。長文の願文によると出雲国守在任中に発願したもので、「出雲国守従五位下敷十二等石川朝臣年足」と記

し、死去した「為三郎」めに薬師三尊と帛侍観音像を一鋪に描いた画像と当經一卷を書写し、亡靈に資したと記している。この二郎は蓋し年足の二男を指すものとすれば、名は明かでないが、長子名足の弟(二男)という事になる。

さらに天平十年六月二十九日の願文をもつ「弥勒菩薩上生兜率經」(弥勒上生經)がある。これも「出雲国守從五位下云々」の肩書きがあり、年足の国守在任中の一卷で、願文中に、

年足、慈顔永隔、空懷_レ極之哀、諱日俄臨、方積終身之感_一、

とみえ、故人の命日を迎えて、弥勒菩薩画像一鋪と「弥勒上生經」十巻を書写し、兜率天に往生することを祈っている。

右三種三巻の經典はともに故人の追善に資したもので、年足と極めて近親の人のために書写されたもので、前代以来盛んであった兜率往生の信仰を窺うことが出来る。天平七年四月に正六位上であった年足は從五位上に昇叙され、出雲守に任官し、年足個人として発願したものであった。

彼は出雲守で在任中に「大般若經」二部・千二百巻を書写している。それに関して触れてみよう。

大般若經一部六百巻は、唐・玄奘が顯慶五年(六五九)から龍朔三年(六六三)にかけて、長安・玉華宮を翻訳道場として漢訳に成功した大部な聖教で、釈尊が「四処十六会」すなわち、四カ所処をかえて十六度の智慧に関する講義を集大成したものである。わが国では大宝三年(七〇三)三月に四大寺で転読しているのが最初である。天災防止の聖經という信仰があり、長屋王の如く和銅五年と神龜五年の二回にわたって書写し、平城左京に大官大寺(大安寺)を創建した道慈は、工事なかばの天平九年四月災害防止のため大般若会を創始し、諸大寺でも年中行事化する程に説誦された。天平七年八月頃から大宰府に流行した赤斑瘡はやがて平城京内にも猛威を振り、公卿以下多数の犠牲者を出すに至ったことは前にも触れるところがあった。同九年三月丁丑(三日)に「毎国、令造_レ釈迦佛像一軀、挾持菩薩二軀、兼写_レ大般若經一部」との詔が出され、釈迦三尊の造像と大般若經の写經の功德によって天然痘の鎮圧をはからんとしたものであり、さらに同十三年二月の国分二寺建立の詔にも、「去歲普令_レ天下、造_レ釈迦牟尼仏尊像高一丈六尺者各一鋪二并写_レ大般若經各一部」として引用されている。即ちこの三月三日の詔は国分二寺創建の基となつたと考えられ

るものである。平安時代後期の『大般若経』卷五二三の帖末に次の如き注目すべき識語を有するものがある。

維被太政官天平九年三月十六日符你、奉三月三日

勅、毎国令造釈迦仏志願・挾侍菩薩貳軀、兼写大般若

経巻部者、国官承知、准 勅施行者謹依符旨敬写已畢

天平十一年歳在己卯三月癸巳朔十五日丁未

国司大初位下守目大藏伊美伎神主

正六位上行介路真人大市

守従五位下勲十二等石川朝臣年足等検校繕写

現存する大般若経卷五二三を書写に当って、藍本を忠実に写したために伝存したわけであるが、前述『統紀』の三月三日造仏造写の詔は、この官符の写しでは三月三日の勅となつてゐるし、天平十三年二月の国分二寺建立の詔にみえる「釈迦仏尊像高一丈六尺者各一鋪」は『統紀』三月三日の釈迦三尊像を略して各の字で表現したものであり、また一鋪とあるために釈迦三尊の画像ではないかとの疑問を払拭するものである。この官符は三月三日の勅をうけたまわつて大般若経一部のみを書写したが、官符は三月十六日付で下したことも判明する。この官符を受領した国は何国

であつたかは、年紀のあとに三人の国司名が記載されていることにより出雲国であつたことも明かにされる。国司大初位下守目大藏伊美伎神主の名は幸にも天平十一年の出雲国大税賑給歴名帳（零簡）にその名をとどめている事によつて傍証となり、国守の石川朝臣年足は即述の如く、天平七年より国守として在任していた。ただ介の路真人大市については管見に触れないが、当時出雲国介として在任していた史実が判明する。

以上を要約すると、天平九年三月三日で国毎に釈迦三尊像と大般若経一部六百巻の造写の勅が出され、太政官は同年三月十六日の官符でその旨を諸国（国衙）へ命じたこと、官符を受領した出雲国では、天平十一年三月十五日に至つて大般若経を書写し、国司三役が署名したことが判明する。

この出雲国の大般若経の藍本は後世散失し、時に大般若経書写の原本として使用され、本巻の如く、その遺影を想像させるに止まるが、大般若経六百巻の書写は外国にあつては大事業であつたことも想定し得よう。

年足はこの出雲国の大般若経の外に、同じ天平十一年七月十日に大般若経卷二三二を書写している。本巻の巻末に

は出雲国守の肩書きを記し、

敬写大般若若経一部、置浄土寺、永為寺宝

と墨書し、自身の延命を願ひ、またさらに、

願内外眷属・七代父母、无边无境有形含識

に至るすべてのものが、覺りの境地に入ることをお願いするが、大般若経が納置された事が知られる。

これら天平九年から十一年にかけての諸経の書写は、年足の出雲守在任中に行われたもので、国衙の史生とか舎人の中から能筆の士を選び、督促して書写させたにちがいない。

年足は同十一年六月に善政の故をもって、緇・布・正税を賜り表賞されたが、その一部には出雲国大般若経書写が善政の一つに加えられて褒賞の対象となったのかもしれない。年足を頂点とする石川朝臣氏と山田寺との関係は今日伝存する古写経によつてのみ知ることが可能であるが、造寺造仏や寺観の整備などについては全く詳かでない。しかし、年足・名足などの世代には氏寺護寺の方策がとられた可能性が多分にある。天平勝宝六年二月に平城京に到着し、授戒を始めた唐僧鑿真一行は、僧侶に旧戒を捨てて四分律の持戒をすすめたが、その中の一人に行潜がいた。こ

の行潜は鑿真の高弟法進の弟子で山田寺の僧であつたし、平安時代の元興寺の学匠護命も一時当寺に止住し仏舍利を感得したと『続日本後紀』に伝えている。平安遷都は山田寺に致命的影響を与えたにちがいが無い。氏人石川朝臣氏の平安京移住は両者の関係を疎遠としたことは否定出来ない。治安三年(一〇三三)十月に藤原道長は高野山詣での途中当寺に立寄り、堂中の「奇偉莊嚴」に驚いたことが、『扶桑略記』で判明するが、地利的関係もあったからか、長元七年(一〇二八)頃には多武峯寺との関係が生じ、石川麻呂の命日に法華八講が営まれたらしい。しかし嘉保三年(一〇九六)頃には、山田寺の梵鐘は多武峯の浄土堂の鐘に強奪されたという。¹⁸⁾文治三年の興福寺東金堂衆の薬師三尊強奪事件以前に、寺観衰退の一途をたどっていたことが察せられる。

(十月廿九日)

〔註〕

(1) 日本書紀卷二十五・大化五年三月己巳・庚午の条。

(2) 法王帝説裏書・「癸酉年十二月十六日建塔心柱、其柱礎中作
凹穴刻浄土寺、其中置有蓋大鏡一口、内盛種々珠玉、其中有
塗金蓋、蓋内亦盛種々珠玉、其中銀蓋(中略)玉瓶其内納舍
剩八粒」とある。

(3) 日本書紀卷廿八、天武即位前紀(天智十年)十月庚辰の条。

- (4) 続日本紀卷十、天平元年八月丁卯石川石足薨伝参照。
- (5) 同紀卷六・和銅六年十二月乙未右大弁石川宮麻呂薨伝参照。
- (6) 石川朝臣姓を名乗っている者の初見は、書紀・天武十三年九月戊午の条にみえる石川朝臣虫名で、連子系では続紀・和銅元年三月丙午の条に河内守になった石川朝臣石足が早い。
- (7) 三代実録卷三十二・元慶元年十二月廿七日癸巳の条に、右京人前長門守石川朝臣木村など石川・箭口を改めて姓宗岳朝臣を賜った木村奏言に見える。
- (8) 玉葉卷四十八・文治三年(一一八七)三月九日・十一日、五月廿三日。同五年八月廿二日などに屢見する。
- (9) 日本書紀卷廿九・朱鳥元年八月己丑・辛卯の条に見える。法隆寺三百戸の寺封については、天平十九年一月の同寺流記資財帳巻末に「又大化三年歲次戊申九月廿一日己亥」に施入、天武七年に停止のことがみえる。
- (10) 続日本紀卷六・和銅六年十二月乙未、右大弁石川朝臣宮麻呂薨伝に「近江朝大臣大紫連子之第五男也」とある。
- (11) 同紀卷十・天平元年八月九日、左大弁石川朝臣石足薨伝参照。石足は連子孫で安麻呂の子とある。
- (12) 野村忠夫氏『律令官人制の研究』所収第二篇、律令官人の出身と階層構成参照。
- (13) 続日本紀卷十七・天平勝宝元年八月辛未の条参照。
- (14) 同紀卷二十二・天平宝字四年正月丙寅の宣命の後に補任のことがみえる。
- (15) 公卿補任・天平廿年の石川年足の条参照。伝云として「率性廉勤 習於治礼 起家云々」と評価している。年足に関し

ては高島正人氏『奈良時代諸氏族の研究』四五五頁「奈良時代中期の石川朝臣氏」にその経歴が述べられている。

(16) 米沢康氏「石川朝臣年足の生涯と仏教」(日本仏教五・東京)がある。

(17) 続紀及び天平十九年二月十一日、大安寺縁起并流記資財帳・延喜式などに大安寺大般若会の事がみえる。大般若会は道慈により創設諸寺に普及した。

(18) 建久八年撰『多武峯略記』第六末寺の条等参照。